

## 論点に対する回答

分 野	株主総会資料のオンライン提供の拡大について
省 庁 名	法務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>本年 1 月 29 日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和 3 年法務省令第 1 号）により、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象の拡大措置（以下、「特例措置」という。）が時限的な措置として導入され、単体計算書類等についてもその対象と認められたところ。当該省令は本年 9 月 30 日に効力を失うこととされているが、新型コロナウイルス感染症による影響の継続に加え、株主総会プロセスのDXを促進する観点からも、経済界からは、本対応の本年 10 月以降の継続、及び、恒久化を要望する声があがっている。</p> <p>【論点 1】 特例措置で生じた支障について</p> <p>これまでの特例措置により支障が生じた事例はあるのか。支障が生じた事例があるのであれば、具体的・定量的に御教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>お尋ねの件は、特例措置により、株主の権利行使に支障が生じた事例を確認するものであると理解しているところ、現時点においては、具体的な事例は把握していない。</p> <p>なお、当省が把握しているところによれば、令和 2 年の特例措置（令和 2 年法務省令第 37 号）及び令和 3 年の特例措置のいずれにおいても、特例措置が利用された件数は 20 件程度であることから、現時点において一定の評価をすることは困難な状況である。また、令和 3 年の特例措置を行うに当たって実施したパブリックコメント手続に対しては、「ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正に際しては、株主の利益を不当に害することがないよう十分な配慮をお願いしたい。」という意見が寄せられている。</p>	
<p>【論点 2】 特例措置の継続について</p> <p>特例措置に基づくウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象の拡大に</p>	

ついて、本年10月以降の対応方針をお示しいただきたい。これまでの特例措置により現に重大な支障が生じていないのであれば、新型コロナウイルス感染症による影響の継続や、株主総会プロセスのDXを促進する観点から、可能な限り速やかに特例措置を再び導入すべきではないか。さらに、令和4年施行予定の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により創設される株主総会資料の電子提供制度の運用が開始されるまでの間についても、切れ目なく特例措置を継続すべきではないか。

## 【回答2】

### 1 ウェブ開示によるみなし提供制度について

ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する特例措置は、株主総会のボリュームゾーン直前期に決算・監査業務が監査法人に集中するところ、新型コロナウイルス感染症による影響で決算・監査業務に遅延が生じるおそれがあったことを受け、株主に送付する株主総会資料の印刷・封入作業に要する時間を決算・監査業務にあてることにより、決算・監査業務に遅延が生じた場合でも当初予定していた時期に株主総会を開催できるようにしたいとの業界の要望を受けて行ったものである。そのため、この特例措置は、決算・監査業務に及ぼす影響や株主総会日程の集中状況などを踏まえて、必要と認められる都度、時限的な措置として行っているものである。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画において、新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置が引き続き必要となった場合には、当該措置を講ずることとしているのも、上記の趣旨と理解している。

### 2 対応方針について

回答1でも述べたとおり、現在までのところ、決算・監査業務の遅延により特例制度が利用された例は各年20件程度であると承知しているが、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後も不測の事態が生ずる可能性は否定できない状況である。

そこで、当省としては、このような事態に備え、令和4年の株主総会のボリュームゾーン（3月総会・6月総会）には十分に間に合うようなスケジュールにて、令和3年の特例措置と同様の措置を再度講ずることを検討している。

なお、株主総会資料提供のデジタル化促進という観点からの要請につい

では、令和元年の会社法の改正によって導入された電子提供制度（未施行）の早期施行により対応することを検討しており、令和5年の株主総会のボリュームゾーン（3月総会・6月総会）については電子提供制度の利用が可能となるように準備を進めたいと考えている。

### 【論点3】改正会社法に基づく電子提供制度について

令和4年施行予定の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度が創設される。この電子提供制度を用いることにより、株主総会資料の電子提供を原則とすることができる一方で、株主は、電子提供された事項を記載した書面の交付を請求することができる」とされている。

しかしながら、昨年11月27日に交付された、改正会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）によれば、この書面への記載を要しない事項には、上記特例措置にてみなし提供制度の適用対象とされた単体計算書類等はおろか、従前から適用対象であった連結計算書類等も含まれていないように見受けられる。

#### 【論点3-①】

特例措置により、みなし提供が認められる書面の範囲と、電子提供制度に基づく書面交付請求において書面への記載を要しない範囲の違いについて、具体的に御教示いただきたい。また、こうした範囲の違いを設けた理由について、具体的に御教示いただきたい。

#### 【回答3-①】

1 特例措置によりウェブ開示によるみなし提供が認められる事項の範囲と、電子提供制度下における書面交付請求において書面への記載を要しない事項の範囲の違いは、後者の書面においては以下の事項を記載しなければならないという点にある。

- ① 事業報告における会社役員の実任期間に関する事項
- ② 連結計算書類のうち、連結貸借対照表及び連結損益計算書に記載された事項
- ③ 特例措置によって、ウェブ開示によるみなし提供が認められる事項（単体の貸借対照表、損益計算書等）

2 電子提供制度下における書面交付請求は、個々の株主に提供しなくても

自社のホームページ等のウェブサイトに掲載することで全ての株主に対して株主総会資料を適法に提供したものであるとする電子提供制度を採用するに当たって必要な株主保護を図るものである。また、ウェブ開示によるみなし提供制度においては、その対象とならない事項については全ての株主に対して書面を提供しなければならない（株主の承諾を得て電磁的方法により提供することもできる。）のに対し、電子提供制度においては、書面交付請求をした株主に対してのみ書面を提供すれば足りる。このようなことから、電子提供制度下において、あえて書面交付請求をする株主に対しては、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられる。そのため、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされている事項（上記①及び②）や特例措置としてウェブ開示によるみなし提供制度の対象とされる事項（上記③）についても、株主にとって重要な事項として、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載を要する事項としている。

#### 【論点 3-②】

株主総会プロセスのDXを促進する観点から、電子提供制度に基づく書面交付請求において書面への記載を要しない事項は、特例措置にてみなし提供が認められた範囲以上のものとすべきではないか。

なお、これまでの特例措置により現に重大な支障が生じていないのであれば、特例措置に基づきみなし提供が認められた範囲については、株主保護の面からも書面交付の対象から除外して問題ないのではないかと考える。

#### 【回答 3-②】

回答 3-①で述べたとおり、電子提供制度下において、あえて書面交付請求をする株主に対しては、書面により十分な情報提供がされる必要があると考えられる。

なお、電子提供制度に基づく書面交付請求において書面への記載を要しない事項については、電子提供制度の運用状況を注視し、必要に応じて検討してまいりたい。

#### 【論点 3-③】

株主総会資料については電子提供が原則となる一方で、その資料が掲載されているウェブサイトのアドレス等を記載した、株主総会招集通知の電子化には、株主の事前承諾が引き続き必要であり、電子通知が原則とはなっていない。電子提供された株主総会資料へのアクセスのしやすさなど、株主利便

性向上の観点からも、株主総会の招集通知について電子通知を原則とすべきではないか。

【回答 3－③】

株主総会の招集の通知（会社法第 299 条第 1 項，狭義の招集通知）については，株主が株主総会に出席して議決権等を行使することを保障するため，個々の株主に対して個別に通知を発することが必要となる。これは，書面の方法により株主総会の招集の通知を発する場合であっても，（株主の個別の承諾を得て）株主総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合であっても異なるものではない（会社法第 126 条第 1 項参照）。したがって，最低限の情報（総会の日時や議事の概要等の基本的事項）については，狭義の招集通知として個々の株主に対して通知されなければならない。

今般，会社法改正により創設された株主総会資料の電子提供制度は，個々の株主の承諾を得なくても，自社のホームページ等のウェブサイトに掲載すれば，個々の株主に提供することなく株主総会資料を適法に提供したものとするものであるが，これは，ウェブサイトのアドレス等を記載した狭義の招集通知が個々の株主に対して個別に発せられ，ウェブサイトに掲載された情報を個々の株主が確実に了知し得る状態となっていることを前提とするものである。

また，電子提供制度の創設に当たって参考とされた諸外国の制度においても，株主からの個別の承諾を得ない限りは，株主に対して，我が国における狭義の招集通知に記載されるものと同様の情報が書面にて提供されることが前提になっている。

したがって，株主総会の開催に当たって，個々の株主の承諾を得ることなく，自社のホームページ等のウェブサイトに掲載するなどの方法により，株主総会の招集通知を行うことを許容するのは相当ではないものと考えている。

また，個々の株主に対して電磁的方法によって株主総会の招集の通知を個別に発する場合においても，個々の株主の通知先に通知するためには実質において個々の株主の承諾が必要となることから，あえて電磁的方法による提供について株主の個別の承諾を得ることを要しない制度を設ける実益は低いと考えられる。